

事前登録を利用するみなさんへ

認知症になっても、安心して地域で生活できるように、見守りのしくみを理解し、環境を整えておきましょう。



1 富士宮市認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業について

● 行方不明になる可能性のある高齢者等の事前登録について

万が一、行方不明になった時に備え、本人の情報を事前に登録し、行方不明発生時登録した情報を活用し早期発見・保護するための事業です。

【対象者】

道に迷ったり、名前が言えなかったり等、家に帰ることができなくなる可能性のある高齢者等で登録を希望する方。

【事前登録方法】

登録を希望する場合は、

- (1) 地域包括支援センター、ケアマネジャー、または市役所福祉企画課に相談する。
- (2) 登録書を市役所福祉企画課に提出する。

※申請は、基本的に本人やその家族が行ってください。

独居等で近隣に家族等がいない場合には、本人や家族の同意が得られた場合、本人の状況がわかる地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、施設等のサービス提供者等へ届け出の代行を依頼することができます。

※申請後1週間以内を目安に、事前登録情報を富士宮警察署へ情報提供します。申請から富士宮警察署との情報共有まで、多少の時間差がありますのでご了承ください。

【準備するもの】

- ・写真 顔写真と全身の写真

カラーでなるべく現在の本人に近い状態の写真（撮影から半年以内がのぞましい）を準備してください。

【登録内容の更新・変更について】

- ・登録内容の更新は、1年毎に行います。登録後1年が経過した頃に、福祉企画課から確認の連絡をさせていただきます。
- ・本人の状況が大きく変化したり、緊急連絡先が変更した場合等は、その都度福祉企画課へ変更内容をお知らせください。

【登録が終了するとき】

- ・事前登録の必要がなくなったときは、福祉企画課にて「高齢者の見守り・SOSネットワーク事前登録終了・届出書」を提出してください。

申請時、窓口にて事前登録のアンケートを実施しています。ご協力をお願いします。



2 地域の見守りについて

● 見守りお願いシート・あんしんフローチャートを作ってみよう！！

事前登録をした方には、見守りお願いシートの活用も検討してみましょう。安心して地域で暮らすためには、本人がよく行く場所を確認し、見守りが必要なポイントを知ることが大切です。認知症サポーターやキャラバンメイト、地域の見守り体制なども確認してみてください。わからない場合は、福祉企画課にお問い合わせください。

あんしんフローチャートは、万が一のためのお守りになります。備えとイメージをしておきましょう。

【見守りお願いシートの作成について】

(1) 最初に、認知症の理解を！！

◇認知症ケアパスを読んでみましょう。

◇地域の中で本人がよく行く場所や、よく会っている人などを把握し、地域のみなさんの見守りがあれば安心して生活ができる可能性があることを知ってもらいましょう。

(2) 「見守りお願いシート」の作成

◇本人がよく行く場所を確認しましょう。

◇よく行く場所で、見守りをしてもらえそうな見守り支援者を探してみましょう！

◇認知症サポーターの見守りも検討してみてください。(認知症サポーターシールが貼ってある家・キャラバンメイトなど)

◇シートを完成させましょう。

※ 事前登録・行方不明時にも使えるシートです。自宅の分も準備しましょう。

見守り支援者、警察の他、本人のよく行く場所にお願ひに行く時に配りますので作成する枚数を確認してください。

※ 地域のみなさんに知っておいてほしいことなども書きとめておくといいでしょう。

(3) 見守りお願いシートを持って地域にお願ひに行く

◇シートを持ちながら、見守りのお願ひに行きましょう。家族と一緒にケアマネジャーや地域包括支援センターと一緒にお願ひに行くことができると良いと思います。

◇見守りのお願ひと同時に、万が一、行方不明になったり困ったことが起きた時に、ご協力いただけるよう連絡先などを聞いておくといいでしょう。

日ごろから備えをしておきましょう



事前登録や見守りお願いシートを作成すると同時に、必ず御本人が持って歩きそうな持ち物には、名前や連絡先が分かるようなものをつけておきましょう。

自宅で生活するための支援やサービス (高齢者のための福祉サービス利用の手引きより)

- 徘徊高齢者在宅生活継続支援 (GPS機能) . . . 手引き P 8
- ホームセキュリティシステム設置サービス . . . 手引き P 5
- 配食サービス . . . 手引き P 8

3 家族の居場所がわからなくなった時の対応について

【あんしんフローチャートについて】

(1) 事前にできること

万が一、居場所がわからなくなった時に、どうしたらいいのかをあらかじめイメージをして、活用できる情報を記載しておきます。家族と一緒にシュミレーションしておくとういでしょう。

◇フローチャートを完成してみてください。

※御本人の居場所がわからなくなった時、すぐわかるように、置き場所をしっかりと決めておきましょう。

(2) 実際に、居場所がわからなくなった時

居場所がわからなくなってから1時間以内

あんしんフローチャートに沿って確認

まずは家の周りを探してみましょう。

- ・御本人が行きたいと言っていた場所は？
- ・顔なじみのお店や通いなれた場所は？
- ・昔住んでいた場所や思い出の場所は？

まずは、心当たりの場所を探します。外を探すときは、必ず家に留守番する人を決めて、連絡をどこにしたら良いのかがわかるようにしましょう。

相談する時間が早いほど、発見できる可能性が高くなります！

1時間で5km移動するとも言われています。

1時間が経過したら

居場所がわからなくなって1時間が経過した場合は

富士宮警察署生活安全課： 23-0110(代表) へ相談をする。

(3) 発見・保護した時

① 自分達で本人を発見した場合

- ・本人の健康状態を確認し、問題があれば医療機関に受診をしましょう。(怪我の有無/意識の状態・呼吸・脈拍の状態・脱水の状態・熱中症・低体温症等の確認)
- ・まずは警察に連絡をし、その後ケアマネジャー、民生委員等関わってくれた方に連絡をしてください。

② 警察からの連絡で発見された場合

- ・自宅待機者が警察から連絡を受けた場合、ケアマネジャー、民生委員等関わってくれた方に連絡をしてください。

※夜間の場合、急を要していなければ、翌朝連絡をしましょう。

(4) 再発防止策の検討

家族、ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員など参集が可能な関係者で、今回の対応方法の流れを検討してみましょう。

本人が、なぜ行方不明となってしまったのかを検証し、予防策を検討しましょう。



同報無線の登録について



同報無線メールの登録をお願いします。
登録をすると、地域の中で行方不明になった方の情報があなたに送られます。

「こちらは広報ふじのみやです」でおなじみの行方不明者のお知らせを
するのが、同報無線です。是非メール受信に、ご登録いただき高齢者や
認知症の方の見守りにご協力ください。

同報無線メール配信サービスにご登録いただく際は、以下のことにご了承ください。

- メール通信(パケット通信料)は、利用者のご負担 となります。
- 「@sg-p.jp」ドメインあるいは「fujinomiya@sg-p.jp」のアドレスからのメールの受信を許可する設定を行ってください。
- URL 付きメールの受信を許可する設定を行ってください。



©富士宮市さくやちゃん

高齢者等の行方不明に関する連絡窓口

事前登録 行方不明になる可能性のある方の相談 富士宮市役所 福祉企画課	22-1591
行方不明が発生した時 の相談 富士宮警察署 生活安全課	23-0110(代表)